

# 勢和野球スポーツ少年団育成会会則

## 第1条（総則）

この会則は、勢和野球スポーツ少年団育成会（以下「育成会」という。）に関することを定める。

## 第2条（目的）

育成会は、部の普及と育成及びスポーツ活動の活性化と会員の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条（構成及び入会義務）

育成会の会員は、勢和野球スポーツ少年団の団員の保護者によって構成する。また、団員の保護者は、自動的に育成会に入会しなければならない。

## 第4条（活動）

育成会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 勢和野球スポーツ少年団の对外遠征における送迎並びに応援。
- ② 勢和野球スポーツ少年団指導者に対する支援。
- ③ 勢和野球スポーツ少年団員の健全な精神育成のための支援。
- ④ 会員相互の親睦を図るための各種会合の開催。
- ⑤ その他第2条の目的達成のために必要な事業。

## 第5条（会費）

育成会の会員は、所定の会費を納入するものとする。なお、金額については、別に定める。また、年度途中の入退団による会費は、申出のあった日の属する月からとする。

## 第6条（役員）

育成会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
  - ② 副会長 1名
  - ③ 会計 1名
  - ④ 学年委員 各学年1名
  - ⑤ 監事 1名
- ⑥ 顧問 若干名

## 第7条（顧問）

育成会は顧問を置くことができ、勢和野球スポーツ少年団指導者会の役員より選出する。

## 第8条（役員の任務）

第6条の役員は、総会において選出する。

- 2 会長は育成会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
- 4 会計は、育成会の会計を担当する。
- 5 学年委員は、会費の集金及び各連絡業務等を行う。
- 6 監事は、育成会の会計を監査する。

## 第9条（役員の任期）

役員の任期は、1年間とし、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

## 第10条（役員会）

役員会は、第6条の役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- ① 勢和野球スポーツ少年団の活動計画及び事業計画の実施に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他特に重要な事項。

## 第11条（総会）

総会は、会員の全員をもって構成し、会員の3分の2の出席（委任状を含む）で成立する。

ただし、委任する場合は、委任者1名に対し受任者1名とする。

2 総会は、次の事項を審議する。

- ① 会則及び勢和野球スポーツ少年団規約の決定及び改正。
- ② 役員の選出。
- ③ 事業計画及び予算の決定。
- ④ 事業報告及び会計報告の承認。

## 第12条（会の召集）

総会は、年1回開催し会長が召集してその運営にあたる。また、臨時総会は、必要に応じ召集する。

## 第13条（会計）

育成会の経費は、会費、負担金、寄付金、その他をもって充てる。

2 育成会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日に終わる。

## 第14条（会費の金額）

育成会の会費は、勢和野球スポーツ少年団員一人当たり一ヶ月1,000円とし、4月・7月・10月・1月に3ヶ月分を前納する。また、必要に応じ臨時徴収もある。

## 第15条（脱会）

勢和野球スポーツ少年団規約第8条による退団の申出があった場合は、育成会の会員からも自動的に脱会する。

附則 この会則は、平成15年3月30日より施行する。

この会則は、平成16年3月28日一部改正。

この会則は、平成19年3月4日一部改正